

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大間町は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大間町長

公表日

令和7年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	国民健康保険制度は、当初は農林水産業者及び自営業者を中心とする制度として創設され、他の医療保険に属さない者すべてを被保険者としている。国民健康保険法第5条において「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」とされ、一方で被用者保険や後期高齢者医療制度等の被保険者は適用除外(同法6条)とされていることから、国民すべてが何らかの公的な医療保険に加入する「国民皆保険」を実現している。 国民健康保険(市町村国保)は、都道府県と市町村がともに行う医療保険で、その区域内に住所を有する者を被保険者とし、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、その財源となる保険税の賦課徴収を行う。都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が被保険者の資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収及び保健事業等を行う。 国民健康保険の被保険者に関する疾病及び負傷についての給付には、療養の給付、療養費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費等があり、出産に対しては出産育児一時金、死亡に対しては葬祭費の支給を行う。 国民健康保険の主たる財源は国民健康保険料(税)であり、都道府県からの交付金や保険基盤安定制度などの法律に基づく公費負担を除く(国保事業の財源は、この保険料(税)で賄うことが原則である。国民健康保険料については、国民健康保険法第76条第1項において、「市町村は、(中略)国民健康保険事業に要する費用に充てるため(中略)保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りではない。」と規定し、国民健康保険税について、地方税法第703の4第1項で「(前略)国民健康保険税を課することができ」と規定している。 国民健康保険料(税)は、医療費等の財源となる医療分、後期高齢者支援金の財源となる後期高齢者支援金分、介護納付金の財源となる介護分で構成され、国民健康保険料(税)は、応能割と応益割の合計で算出し、応能割には、所得に課税する所得割と、固定資産に課税する資産割が在る。また、応益割には、世帯あたりに課税する平等割と被保険者一者あたりに課税する均等割が在る。 国民健康保険に関する主な事務は、 ①当市国民健康保険運営協議会の庶務を行う。 ②国民健康保険に係る国庫支出金及び県支出金の交付申請並びに精算手続を行う。 ③国民健康保険の広域化に係る施策を計画し実施する。 ④国民健康保険に係る調査及び統計に関する事務を行う。 ⑤国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)を行う。 ⑥国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)を行う。 ⑦国民健康保険料(税)を賦課し、及び徴収を行う。 ⑧口座振替を希望する者の口座を登録し、対象金融機関に振替を依頼する。 ⑨過誤納があった者には、還付・充当通知を送付し、還付の場合は振込先口座等の情報を登録し、還付処理を行う。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。 ⑩国民健康保険料(税)の滞納処分及び不納欠損に関する事務を行う。 ⑪国民健康保険料(税)の減免を行う。 ⑫国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を行う。 ⑬国民健康保険に係る保健事業を行う。 ⑭国民健康保険財政調整基金を管理する。 ⑮オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を行う。である。 市町村は、国民健康保険法、地方税法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者資格に関する事務(資格取得・資格喪失・被保険者証発行・高齢受給者証発行等)。 ②国民健康保険の給付(療養の給付・療養費の給付・高額療養費の給付・出産、葬祭に関する給付・限度額適用認定証発行等)。 ③国民健康保険料(税)の賦課及び徴収。 ④国民健康保険料(税)の過誤納に関する還付・充当。 ⑤国民健康保険料(税)の滞納処分及び不納欠損。 ⑥国民健康保険料(税)の減免。 ⑦国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関する事務。 ⑧国民健康保険に係る保健事業。 ⑨法令等に規定された業務及び機関に対する医療保険給付関係情報の提供及び移転。 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得に関する事務。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ②オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。

③システムの名称	・国民健康保険システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・団体内統合宛名システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内) ・統合収納管理システム(基本セット内) ・統合滞納管理システム(基本セット内) ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ・医療保険者等向け中間サーバー等 ・統合宛名管理システム(基本セット内) ・課税資料イメージファイリングシステム ※) 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
・国民健康保険関係ファイル ・統合収納関係ファイル ・統合滞納関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第9条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第9条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「国民健康保険」が含まれる項 (44の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項など (2、3、6、13、42、48、56、65、69、70、83、87、115、120、131、158、161の項) <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項 (69、70、71の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第一(73の2)(J-LIS照会による本人確認)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大間町健康づくり推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画経営課 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4 0175-37-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画経営課 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4 0175-37-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手に関する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ・国保連合会からの入手における措置：入手元を国保連合会の国保総合システムに限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。 ・国保総合PCUでは個人番号を表示せず、誤った対象者に関する情報の入手を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止します。 ・国保連合会からの入手における措置：入手元を国保連合会の国保総合システムに限定し、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。 ③不正な使用を防止する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ・国保連合会からの入手における措置：専用線を用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・国民健康保険システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。 ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ・国保総合PCUにおける措置：GUIによるデータ抽出機能を搭載せず、個人番号利用事務以外でデータが抽出されることを防止している。 ⑤ユーザ認証の管理 ・国民健康保険システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・国保総合PCUにおける措置：個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している。 ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。 ■上述に加えて、システム標準化移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破壊し、破壊日時・破壊方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。”

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[☐] 十分に行っている	☐ <選択肢> ☐ 1) 特に力を入れて行っている ☐ 2) 十分に行っている ☐ 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	☐ <選択肢> ☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[☐] 十分である	☐ <選択肢> ☐ 1) 特に力を入れている ☐ 2) 十分である ☐ 3) 課題が残されている
判断の根拠	■大間町における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止:24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理:ICカード認証 ②技術的安全管理措置 ・国民健康保険システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③システム標準化移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②物理的安全管理措置 ・特定個人情報等は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ③技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(「デジタル庁」以下「利用基準」という。))に規定する(ASPをいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(「利用基準」に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないような制御を講じる。	

変更箇所

[illegible]